

やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の優先雇用や就業環境への配慮等に理解のある事業所、障害の特性等を十分に理解し障害者への接し方に配慮のある事業所等をやまなし心のバリアフリー宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）として登録することにより、障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を構築する気運の醸成を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業所（国及び地方公共団体等を除く。）を対象とする。

(登録要件)

第3条 知事は、次の各号に掲げるいずれかの取組を進める事業所を、宣言事業所として登録することができる。

- (1) 社員として、障害者を優先して雇用するための取組
- (2) 社員である障害者が、その能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境をつくるための取組
- (3) 社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、障害を理由とする不当な差別が起きない取組
- (4) 社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、合理的な配慮の提供に努める取組
- (5) (1) から (4) 以外で共生社会の構築を推進する取組

2 知事は、前項の宣言をしようとする事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は、宣言事業所として登録しない。

- (1) 事業所及び事業所の役員等が、次の事項のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令に違反する重大な事実がある場合

(手続)

第4条 前条の登録に関する手続は、次のとおりとする。

- (1) 宣言事業所として登録を希望する事業所は、やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録申請書(様式1)に必要事項を記入の上、知事へ提出(郵送又はファックス又は電子メール又は持参)する。
- (2) 知事は、登録申請書の内容を確認し、登録の可否について申請者に通知する。
- (4) 知事は、宣言事業所として登録した場合は、申請者に対し、やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録証(様式2)を交付するとともに、県のホームページに事業所名等を公表する。
- (5) 前号により宣言事業所として登録された者は、前号の登録証を障害者が分かるところに表示するよう努めるものとする。

(宣言事業所への支援)

第5条 知事は、次に掲げる措置等により宣言事業所への支援に努めるものとする。

- (1) 県のホームページや各種広報媒体を活用した宣言事業所の名称や取組内容などの周知
- (2) 障害者の優先雇用や障害者が働きやすい職場環境の整備、障害者に対する合理的な配慮の提供などに関する情報の提供
- (3) 宣言事業所の具体的な取組に対する助言

(登録内容の変更等)

第6条 宣言事業所は、登録された内容について変更がある場合は、速やかに知事に報告するものとする。

- 2 宣言事業所は、第3条の登録要件を満たさなくなった場合は、知事に対し登録を辞退することができる。
- 3 知事は、宣言事業所が明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが適当でないと認めた場合は、当該宣言事業所の登録を取り消すことができる。

(登録証の返納)

第7条 宣言事業所は、前条第2項又は第3項の規定により、宣言事業所の登録を辞退し、又は登録を取り消された場合は、速やかに登録証を知事に返納するものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。